

「神戸観光局ネットワーク環境再構築・運用保守業務委託」 公募型プロポーザル 実施要領

1 案件名称

- (1) 神戸観光局ネットワーク環境再構築・運用保守業務委託

2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的と概要

本業務は、機器の老朽化やブラックボックス化が懸念される当法人における各拠点ネットワークの構成・接続性・運用状況等を踏まえた全体的な整理・検証を行い、必要にあわせて回線サービスの調達と、セキュリティ強化と業務効率化を目的に、現行の閉域網構成から、新たにゼロトラストネットワークのフルインターネット構成へ円滑に移行を行うものである。

また、SASE サービスを採用することで、社外からの業務端末アクセスにおいても、統一されたセキュリティポリシーを適用する。

- (2) そのほか、詳細は別紙「神戸観光局ネットワーク環境再構築・運用保守業務委託」仕様書」(以下、「仕様書」)に記載する。

- (2) 業務内容

別紙「仕様書」による。なお、当該仕様書は「参加申込書兼秘密保持誓約書」(様式第1号)の提出をもって電子メールにて交付する。

- (3) 事業規模 (契約上限額)

金 100,000,000 円 (消費税含む)

※構築・更改・保守 (ランニング) 費用含む

- (4) 契約期間

契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで

ただし構築・更改作業は令和 8 年 12 月 25 日までに完了することとし、構築・更改作業完了から契約期間の満了日までを運用・保守期間とする。

- (5) 履行場所

別紙「仕様書」のとおり

- (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸観光局は、契約金額以外の費用を負担しない。

- (7) 神戸観光局側から提供する資料、貸与品等

別紙「仕様書」のとおり

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

一般財団法人神戸観光局業務委託契約約款に基づき、契約を締結する。契約内容は神戸観光局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則として構築・更改作業の完了後、ならびに3月を期末とする各会計年度の終了後に、神戸観光局の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

ただし支払い時期ならびに支払金額については、契約締結時に協議できるものとする。

(3) 契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。なお、プロポーザル参加者（以下、参加者）が共同事業体である場合においても同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当法人の指示に柔軟に対応できること。

5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始（実施の公表）	令和8年7月15日（水）
参加意向申出書の提出期間	令和8年7月15日（水）～令和8年7月22日（水） 午後5時
参加資格審査結果の通知	令和8年7月23日（木）
質問書の受付期間	令和8年7月23日（木）～令和8年7月30日（木）

	午後 5 時
質問書への回答	令和 8 年 8 月 3 日（月）
提案書の受付期間	令和 8 年 8 月 10 日（月）～令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 5 時
プレゼンテーションへの参加要 請	令和 8 年 8 月 21 日（金）
プレゼンテーション実施	令和 8 年 8 月 25 日（火）
提案書審査結果の通知	令和 8 年 8 月 28 日（金）
契約締結・工事、検証開始	令和 8 年 9 月上旬（予定）
工事、検証完了	令和 8 年 12 月 25 日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（１）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和 8 年 7 月 15 日（水）から令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時まで

イ 提出書類

- ・参加申込書兼秘密保持誓約書（様式第 1 号）
- ・共同事業体である場合は、共同事業体結成届出書（様式第 2 号）ならびに、共同事業体協定書（様式第 3 号）

ウ 提出部数 各 1 部

エ 提出場所 一般財団法人神戸観光局 経営推進部 総務課 (kobe-member@kcva.or.jp)

オ 提出方法 電子メール ※エのメールアドレス宛に送付すること。

カ 参加資格決定通知

令和 8 年 7 月 23 日（木）に電子メールにより、参加表明を行った者に通知する。

（２）質問の受付

参加資格決定通知を受けた参加事業者は、本要領及び仕様書に関する事項について、以下のとおり質問することができる。

ア 受付期間 令和 8 年 7 月 23 日（木）から令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法 別紙「質問票」（様式第 4 号）に記載し、問い合わせ先まで電子メールにより提出すること。

ウ 送信時件名は、「神戸観光局ネットワーク環境再構築・運用保守業務委託 質問票」とすること。

エ 電子メールを送信した後に、送信した旨の電話をすること。

オ 提出期限後に提出された質問や、指定した方法以外で提出された質問に対しては、回答しない。

カ 質問があった場合は、質問を取りまとめ、質問者の名称等を伏せたうえで、参加者全者に対して、令和 8 年 8 月 3 日（月）に電子メールにより回答する。

キ 当該回答は、実施要項及び仕様書等と一体のものとして同等の効力を有する。

なお、当法人が情報セキュリティ上回答することが望ましくないと判断した事項については回答しないことがある。また、回答に対する再質問は受け付けない。

(3) 提案書の提出

ア 提案書は、A4 版とし、書式、縦横は自由とする。

イ 提案書の枚数の制限はしない。

ウ 提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

記載内容については、後述の評価基準のうち、具体的評価内容を参考にすること。

①本業務に対する理解、実施方針

②提案事業者の概要

- ・提案事業者、協力事業者等の概要（代表者、規模等）をわかりやすく記載すること。

③本業務にかかる実施体制、実施方法、手法等

④類似業務実績

⑤スケジュール

⑥ネットワークの全体構成

⑦ネットワーク構成要素の詳細

- ・機器やサービス、設定内容等についてわかりやすく記載すること。

⑧導入支援体制

- ・ネットワーク更改後の設定作業や、操作説明会については特に具体的に記載すること。

⑨運用保守

- ・ネットワーク更改・構築完了後の運用保守内容を記載すること。
- ・障害発生時の対応を記載すること。

⑩提案のセールスポイントなど、自由提案（任意）

- ・仕様書に示した要件以外で、その他の提案や独自にアピールする事項があれば記載すること。

エ 見積書及び見積内訳書等について

- ・見積書及び見積内訳書等の様式は任意とする。

- ・積算の根拠を示すこと。

- ・見積りの範囲は、別紙「仕様書」に示すとおりとする。

- ・合計金額が「2 業務内容に関する事項 (3) 事業規模（契約上限額）」を上回っていた場合は失格とする。

- ・提出後の見積書及び見積内訳書等の書き換え又は撤回することはできない。

オ 受付期間 令和 8 年 8 月 10 日（月）～令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる神戸市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

カ 提出部数

- ・紙媒体 正本1部、副本6部
- ・電子媒体 同内容のデータ一式（正本、副本をそれぞれを記録）。データ形式は PDF とし、電子メールにて提出すること。
- ・副本は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名 及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。また、会社名等が推測可能な記述は行わないこと。別途正本として社名入りの表紙を付けたものを提出すること。

キ 提出場所 一般財団法人神戸観光局 経営推進部 総務課

ク 提案書等の無効

提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、これを無効とし、審査の対象外とする。

- ・参加資格に掲げる資格がなくなった者が提出した場合
- ・提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ・提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- ・虚偽の内容が記載されている場合
- ・見積書の金額が事業規模（契約上限額）を超えている場合

ケ その他留意事項

- ・提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ・提案書等の提出後の再提出又は差し替えは、原則認めない。
- ・当法人は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

7 選定に関する事項

(1) 審査会の設置

提案の審査、評価及び特定を行うため、「神戸観光局ネットワーク環境再構築・運用保守業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション審査の実施

ア 実施日 令和8年8月25日（火）

イ 実施場所 一般財団法人神戸観光局 会議室 （三宮ビル東館7階）

ウ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分、質疑15分の計45分とする。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて6名以内とする。

オ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価から除外する。

カ プレゼンテーション当日は、65インチワイド型ディスプレイ（HDMI 端子接続可能）を事務局で用意している。それ以外のパソコンやプレゼンテーションデータ、インターネット wi-fi 等については、参加事業者において用意すること。

(3) 評価配点について

合計１０００点満点とし、配点は次のとおりとする。

項目	配点
企画提案書及びプレゼンテーション	７００点
見積書	２００点
地元企業に対する加点	１００点

（４）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 企画提案書及びプレゼンテーションの評価

項番	審査項目	具体的評価内容	配点
1	本業務の理解	・本業務の目的を理解した提案方針となっているか ・本業務の背景・目的を踏まえ、業務全体の基本方針について記載されていること。現行課題（ブラックボックス化、ネットワークの遅延等）を踏まえた解決方針を明確にされているか。また、ゼロトラストの考え方との整合性についても記載されているか ・導入後の運用を見据えた成果を明示されているか	100
2	提案事業者の概要	・本業務を遂行する上での提案者の企業概要について記載されているか ・第三者認証の取得状況から、事業者として情報セキュリティ及び個人情報保護に関する組織的な取り組みが適切に行われているか	50
3	本業務にかかる実施体制、実施方法、手法等	・本業務の実施体制について、体制図、役割分担、主要メンバーが本業務を履行できる能力があるか（経験、年数、実績など）、また経験・実績が記載されているか ・本業務をどのような手法で進めていくか、具体的に記載されているか	50
4	類似業務実績	・ネットワーク更改、ゼロトラスト導入等の類似業務実績について、発注者、期間、概要を記載しているか	25
5	スケジュール	・本業務完了時に実現すべき状態（ネットワーク品質向上、可視化、運用負荷軽減等）に	25

		ついて具体的に記載し、詳細なスケジュールが記載されているか ・導入後の運用を見据えた成果が明示されているか	
6	ネットワークの全体構成	・ゼロトラストモデルとなっているか ・現状の課題が解決できる構成になっているか ・本業務の目的が達成可能な構成か ・SASE 要件の必須項目は実現可能か ・ネットワーク要件の必須項目は実現可能か	100
7	ネットワーク構成要素の詳細	・安定稼働のための対策が具体的に示されているか ・情報セキュリティに関して、安全を担保する対策が取られているか ・クラウドサービスの利用拡大や職員の働き方改革（在宅勤務や出張等出先での作業）により、業務システムを円滑かつ安全に利用できる構成となっているか ・ネットワークおよび関連システムの全体構成を構成図等で記載し、現行環境との関係および移行方針を示されているか ・通信制御、セグメント設計、セキュリティ対策等、本業務の目的を満たす機能要件が具体的に記載されているか ・EDR 要件の必須項目は実現可能か	100
8	導入支援体制	・一般職員、ネットワーク管理職員ともに、習熟できるような提案になっているか ・旧構成からの移行で発生する設定作業や本稼働時のサポートは十分なものか。具体的にどのようなサポートをするのか明記されているか	100
9	運用保守	・運用保守要件の必須項目は実現可能か ・導入時及び導入後においても継続的な運用支援を行う提案が示されているか ・日常運用業務について、作業内容および対応者を明確にしたフローを記載されているか	100

		・端末・拠点増加や縮小に伴い環境や業務が変更になった場合も対応可能な構成であるか。また、将来的な拡張時の影響範囲および対応方法が記載されているか ・障害発生時の対応（連絡体制、対応時間等）は妥当なものか ・障害およびセキュリティインシデント発生時においても業務継続が可能となるよう、障害時の対応方針、復旧手順等対応フローが記載されているか ・運用保守の提案内容とそれに係る費用は妥当なものか ・当法人の運用負荷削減および管理性向上の工夫が記載されているか	
10	費用積算根拠	・費用積算根拠に妥当性が認められるか	30
11	自由提案（任意）	・当法人の要求仕様以外で、当法人にとって有益な提案事項はあるか ・本仕様書に定める要件の範囲外で、本業務の目的達成や効果向上に資する独自の提案がある場合は、その内容を具体的に記載されているか	20

イ 見積書の評価

最低見積額を満点とする以下の計算式により評価点を算出する。

$$\text{【 配点（200） } \times \frac{\text{最低提案者の見積額}}{\text{当該提案者の見積額}} = \text{評価点 } \text{】}$$

ウ 地元企業に対する加点の評価

地元企業、または準地元企業*（本社が市内にないが、営業中の支店・営業所が市内にある企業）か。また、共同企業体（JV）の場合は全者が市内に本店を有するかをもとに判断する。

（5）選定方法

ア 本企画提案の審査については、審査委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、導入支援体制（評価項目）の得点が高い方とする。

エ 合計点が6割を満たさない場合等で審査委員会が選定に適さないと判断した場合は、委託予定先として選定しない。この場合の新たな委託予定先の選定方法については、審査委員会の協議により決定する。

オ 評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

（6）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

カ 参加資格要件を満たしていない場合

キ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ク 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

ケ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（7）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後令和8年8月28日（金）に、全ての参加者に通知し、また、神戸観光局ホームページに掲載する。神戸観光局ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 契約に関する基本事項

（1）受託予定者との協議等

受託予定者と協議が整わない場合、又は受託予定者が本業務を遂行することが困難となった場合は、次順位の者と協議を行うことができる。

9 その他

（1）提案に要する費用、条件等

ア 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸観光局情報公開要綱に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第8条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書等提出書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸観光局情報公開要綱に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

ク 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ケ 本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ当法人へ書面で申請し、承諾を得なければならない。

10 参加の辞退

参加事業者は、参加申請手続きを行ってから契約候補者の決定があるまでの間、参加辞退届（様式第5号）により、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

11 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

一般財団法人神戸観光局 経営推進部 総務課

（電話番号：078-230-0800 メールアドレス：kobe-member@kcva.or.jp）